

船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 船橋市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第7条）

第3章 船橋市いじめ問題調査委員会（第8条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づく船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 船橋市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、船橋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議する。

（組織）

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小学校長、中学校長、高等学校長及び特別支援学校長
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要があると認める者

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席をしなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 船橋市いじめ問題調査委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、船橋市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第9条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等のための対策に関し、意見を述べること。

(2) 教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関し、調査審議すること。

(組織)

第10条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員及び臨時委員)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席をしなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、協議会及び委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。